平成２６年（フ）第８５号
神戸市兵庫区大井通３丁目１－２
破産者　有限会社タイセイ塗装
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６号
北海道空知郡奈井江町字奈井江５番地24
破産者　株式会社泉工務店
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
栃木県那須塩原市油井15番地９、前住所群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢字大屋原1924番地1671
破産者　合同会社菜ｓｏｎ
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第１０９０号
神奈川県鎌倉市大船１－７－５　大船末広神尾ビル５階、商業登記簿上の本店所在地神奈川県鎌倉市小町２丁目11番４号
破産者　株式会社鎌倉小町
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３号
石川県加賀市作見町ル25番地１
破産者　株式会社凱コーポレーション
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第５７号
金沢市鳴瀬元町ハ12番地２
破産者　株式会社山栄
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３５９号
静岡県湖西市新居町中之郷3623番地の127
破産者　有限会社松本鉄工
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２２１号
徳島市中昭和町５丁目56番地
破産者　株式会社主婦の店
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５６号
鹿児島県いちき串木野市新生町182番４、商業登記簿上の本店所在地鹿児島県薩摩川内市上甑町江石360番地
破産者　濱邊水産株式會社
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、破産者から破産手続廃止の申立てがあった。届出をした破産債権者は、本公告があった日の翌日から２週間以内に、裁判所に対し破産手続廃止の申立てについて意見を述べることができる。

平成２５年（フ）第３０２号
北海道上川郡当麻町４条南３丁目４番21号
破産者　有限会社当麻ハイヤー
平成26年６月11日　旭川地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１３９号
千葉県木更津市文京２丁目３番５号
破産者　川崎喜久代
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１３９４号
さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺226番地１
破産者　磯田あかね（旧姓西村）
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２６号
名古屋市西区城西４丁目17番７号、住民票上の住所名古屋市西区城西４丁目28番16号
破産者　清水　善吉
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４２７号
名古屋市西区城西４丁目17番７号、住民票上の住所名古屋市西区城西４丁目28番16号
破産者　清水勢津子
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３４９号
愛知県あま市七宝町安松西高御堂2491番地２
破産者　深谷かほる
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５０号
鹿児島県鹿屋市輝北町諏訪原1038番地４、前住所熊本県宇土市本町１丁目49番地
破産者　山下　　修
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
山形県米沢市駅前３丁目５番88号
破産者　伊藤　一幸
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第２０２９号
横浜市港南区港南３丁目25番11号　矢野ビル202号室
破産者　杉浦　　正
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３３号
静岡県浜松市中区中島４丁目２番13号、前住所静岡県浜松市中区田町327番地の24　万年橋パークビル903
破産者　宮澤　祝子
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係